

施行日 令和6年5月30日
最近改正 令和7年11月1日

大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした 大規模修繕補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、措置費等で運営され制度上、大規模修繕等の積立が困難である老人福祉施設等に対し、大規模修繕に要する経費の一部を補助することにより、老朽化した施設等の維持・長寿命化、利用者の安全の確保及び施設サービスの向上を図り、あわせて、各施設等が地域の社会資源としての公益的な機能を果たすことを目的とする。

(対象事業)

第3条 この要綱に基づき本市が行う補助は、特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕事業とする。なお、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の選定に当たっては、10年以上継続して実施できるものを対象とする。

- 2 前項の事業は、次条に規定する対象施設等が行う、別表1に掲げる大規模修繕に係る事業とする。
- 3 第1項の事業は、原則2か年度以内に工事を完了させるものとする。
- 4 次に掲げる費用は、補助の対象としない。
 - (1) 既に着手した事業に要する費用
 - (2) 他の国庫負担（補助）制度等により既に当該事業の経費の一部が負担され、又は補助を受けている事業に要する費用
 - (3) 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する費用
 - (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - (5) 既存建物の買収に要する費用
 - (6) 賃貸建物の改修等に要する費用
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設等整備として適当と認められない費用

(対象施設等)

第4条 この補助金の対象施設等は、建設又は改築から20年以上経過した次の老人福祉施設等とし、申請があったもののうち建設年数等を勘案し、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 特別養護老人ホーム（平成12（西暦2000）年3月31日以前に建設したものに限る。）
 - (2) 養護老人ホーム
 - (3) 軽費老人ホーム
 - (4) 生活支援ハウス
- 2 「大阪市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備補助金」又は本補助金を受けて大規模修繕を実施した施設等については対象としない。

(補助金の額)

- 第5条 補助基準額、上限額及び対象経費は、別表2の第1欄に掲げる対象施設等の別に応じ当該各欄に掲げるとおりとし、補助基準額又は上限額のうち、いずれか低い額を限度として補助金を交付する。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - 3 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、当初の年度の単価を適用する。

(補助条件)

- 第6条 補助金の交付にあたっては、別表3に掲げる適用項目を6項目以上（必須項目を含む。）継続的に実施することを条件とする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業開始前までに「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、複数年度にわたって事業を実施する場合、2年次以降の申請においては、前年度の3月31日までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 工事見積書（2年次以降の申請は「工事請負契約書」とする。）
 - (4) 設計監理契約書（未作成の場合は不要）
 - (5) 建物面積表及び建物設計書
 - (6) 工程表
 - (7) 実施条件項目表及び誓約書
 - (8) 施設保全計画表
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付決定通知書」（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金不交付決定通知書」（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
 - 4 規則第6条第3項の必要な条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第4号）により市長に報告しなければならない。補助金に係る控除税額があることが確定した場合には、本市に納付しなければならない。なお、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で申告を行っている場合は、本部（本社、本所等）の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

ア 補助事業の申請の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請した場合

イ 補助事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合

- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す等本市が行う手続に準拠しなければならない。
- (8) 補助事業を行うために大規模修繕工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業者が前各号の条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金を本市に返還させることがある。
- (10) 補助事業者は、次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、速やかに本市に報告し、その指示を受けなければならないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定す

る暴力団密接関係者

- エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付申請取下書」(様式第5号)により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第10条 市長は、補助事業の完了後、第16条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更(総事業費、実支出額及び対象経費の20%以内の変更を除く。)、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿寿命化を目的とした大規模修繕補助金変更承認申請書」(様式第6号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿寿命化を目的とした大規模修繕補助金中止・廃止承認申請書」(様式第7号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は、補助事業の目的及び事業計画の変更を伴わない軽微な内容の変更に限ることとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿寿命化を目的とした大規模修繕補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書」(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 第7条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第 13 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 14 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 1 月以内（補助事業が複数年度にわたり継続して行われている場合は各年度の末日、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受領した日から起算して 1 月以内）に、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金実績報告書（様式第 9 号）」に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事費精算書（ただし、複数年度にわたる継続事業のため工事完成していない場合、収支決算書とする。）
- (2) 工事請負契約書
- (3) 設計監理契約書
- (4) 建物面積表及び建物設計書
- (5) 工事前・工事後完成写真（ただし、複数年度にわたる継続事業のため工事完成していない場合、年度末時点における工事施工箇所の現況写真とする。）
- (6) 領収書又は振込金受取書の写し（ただし、報告書提出の際に支払いが完了していない場合は、請求書の写し）。なお、請求書の写しを提出した補助事業者は、支払い完了後速やかに領収書又は振込金受取書の写しを提出すること。
- (7) 建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項による検査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は複数年度にわたる継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く。）
- (8) 消防検査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は複数年度にわたる継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く。）
- (9) 工程表（ただし、複数年度にわたる継続事業のため工事完成していない場合に限る。）
- (10) 実施条件項目表
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金額確定通知書」（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 17 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は「大阪市特別養護老人

ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付決定取消通知書」(様式第11号)により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第16条の通知を受けた日から10年間保存しなければならない。

(施設等の計画的な保全等)

第19条 この補助金を利用して大規模修繕を行った施設等(以下「修繕施設等」という。)については、申請時に提出する施設保全計画表に基づき、建物の構造体の耐用年数に相当する期間を目途に、施設等の適切な維持管理に努めるものとする。

2 補助事業者は、前項の期間が経過するまでの間、原則として「大阪市民間老人福祉施設等整備費補助要綱(平成18年5月29日制定)」による修繕施設等の老朽化に伴う改築整備事業に係る補助を受けることができないものとする。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

(施行の細目)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行する。

この要綱は、令和6年12月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この改正要綱による改正後の第8条第4項第10号エ「拘禁刑」の適用については、令和7年6月1日以後に刑に処せられた者に適用し、同日前については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 本要綱の適用の日から令和7年5月31日までの間における第8条第4項第10号エの規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

別表1 「大規模修繕」(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。)

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難経路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

- (注) 1 一定年数は、おおむね10年とする。
 2 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
 3 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

別表2 「補助基準額等」

1 対象施設等	2 補助基準額	3 上限額	4 対象経費
特別養護老人ホーム	<p>対象経費×補助率 3 / 4</p> <p>× $\frac{[2000 - \text{建設年度 (西暦)}]}{20}$</p> <p>※建設後 20 年時点での介護保険導入 (西暦 2000 年) 前の期間の割合に応じて補助を行うものとし、介護保険制度導入後は、積立ができたものとして相当分を差し引く。ただし、期間の割合は 20/20 までとする。</p> <p>※建設年度とは、開所日の属する年度とする。</p>	定員 1 人当たり (ショートステイを除く。)	<p>大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担 (補助) 金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>生活支援ハウス</p>	対象経費×補助率 3 / 4	1,400 千円	<p>ただし、別の負担 (補助) 金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表3 「適用項目」

1 地域交流等の活動を行うための環境整備

項番	適用項目	実施内容	適用に係る実施の目安
①	地域交流等の活動を行うことができる「場所」の確保（整備） 【必須】	「2 地域交流や福祉人材育成などに関する取組み」の具体的な活動を実施するために必要なスペース等を確保（整備） ※いずれの項目に関する整備かを明確にすること ※施設内で既に確保できている場合、同スペース等の改修、修繕等（設備の充実、備品購入等を含む。）を実施すること ※建物の制約のため施設内でスペース等の新規整備が困難な場合、既存の食堂や多目的室等を開放し、活動に必要な改修、修繕等（設備の充実、備品購入等を含む）を実施すること ※上記のほか、施設外に新たにスペース等を確保（施設外に場所を借りる等）することも可とする	それぞれの活動に必要な面積（スペース）等 例：百歳体操（1人2㎡必要、参加15名の場合） ⇒30㎡以上

2 地域交流や福祉人材育成などに関する取組み

項番	適用項目 【いずれか1項目必須】	実施内容	適用に係る実施の目安
②	高齢者の通いの場の会場提供	百歳体操、食事サービス、ふれあい喫茶等の開催場所の提供	月2回程度提供
③	地域住民の居場所づくり（サロン活動等）	高齢者、こども又は多世代間の居場所づくり等（②を除く。） ※開催場所は施設の内外を問わない	月1回程度提供
④	住民対象の研修や講座の開催	地域団体又はボランティアを含む住民を対象とした研修、講座等の開催（地域団体等との共催を含む。）	年2回程度開催
⑤	福祉教育	学校（学生）、住民等を対象とした福祉に関する講義、体験、交流、見学等の受入れ等	年2回程度実施

3 その他福祉事業への参画、社会貢献の取組み

項番	適用項目	実施内容	適用に係る実施の目安
⑥	市（区）役所・市（区）社協への協力	運営協議会、地域ケア会議、協議体、ワーキング等の福祉関係会議等への参画（委員就任等）	随時参加
⑦	市（区）からの事業受託	地域包括支援センター、ランチ、認知症対策等の福祉関係事業の受託	随時実施
⑧	介護予防ポイント活動登録者の受け入れ ※特別養護老人ホーム及び「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている養護老人ホーム・軽費老人ホームのみ	介護予防ポイント事業の受入施設として登録	月1回程度受入
⑨	ボランティア体験プログラムの提供	社会福祉施設等でのボランティア体験の実施、継続的なボランティア受入れ等	月1回程度提供
⑩	講師派遣	地域団体、各種団体、関係機関等からの講師依頼に基づく対応	年2回程度実施

⑪	災害時の受け入れ 協定	福祉避難所（又は緊急入所施設）として登録 （区役所と協定を締結）	災害時対応 （備蓄物品の 提供等も行う）
⑫	社会福祉法人減免 ※特別養護老人ホームのみ【必須】	協力法人として登録	随時対応